

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和三年六月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（四級基準点測量及び出来形確認測量）
- 二 測量の地域 奈良市西大寺南町地内ほか
- 三 測量の終了年月日 令和三年三月三十一日